

平成19年4月26日判決言渡・同日原本受領 裁判所書記官 白砂玲子

平成18年(ワ)第538号 不当利得返還請求事件(本訴)

平成18年(ワ)第804号 貸金返還請求事件(反訴)

口頭弁論終結の日・平成19年3月29日

判 決

山口県周南市

本訴原告(反诉被告)

同訴訟代理人弁護士

同

同

橋 野 成 正

中 村 寛

田 畑 元 久

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

本诉被告(反訴原告)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人

プロミス株式会社

主 文

- 1 本诉被告は、本訴原告に対し、16万6437円及び内16万2670円に対する平成18年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 反訴原告の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴及び反訴を通じて、本诉被告(反訴原告)の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴

(1) 主位的請求

主文同旨

(2) 予備的請求

第2の2の(1)の末尾記載のとおり

## 2 反訴

反訴被告は、反訴原告に対し、29万0724円及び内28万7301円に対する平成18年7月21日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

本件は、本訴原告（反訴被告）（以下、単に「原告」という。）が、貸金業者である本訴被告（反訴原告）（以下、単に「被告」という。）との間の継続的金銭消費貸借取引の過程で、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利息による返済をしたことにより過払金を生じたとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及びこれに対する遅延利息の支払を求めた（本訴）のに対し、被告が、過払金の一部が時効消滅したから貸金債権が残存しているとして、原告に対し、貸金残元金、未払利息及び貸金残元金に対する遅延損害金の支払を求めた（反訴）事案である。

#### 1 前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び本項に掲げる証拠により明らかに認められる事実等）

(1) 被告は、貸金業の規制等に関する法律（以下、「貸金業法」という。）による登録を受けた貸金業者であり、原告はその顧客である。

(2) 原告は、平成5年8月24日ころ、被告との間で、継続的な金銭消費貸借取引を行うことを約して基本契約を締結し、平成5年8月24日、利息制限法所定の制限利率を超える約定利率により20万円を借り入れ、以来、平成7年9月14日まで返済と借入れを繰り返した（以下、この一連の取引を「第1取引」という。）。(甲1の1)

そして、原告が第1取引において被告に支払った利息について、利息制限法超過部分を元本に充当すると、その取引終了日である平成7年9月14日で11万6053円の過払金が発生した。

(3) その後、原告は、平成9年10月27日、被告との間で、借入極度額30万円、利息年25.55パーセントとする極度借入基本契約を締結し、同日、10万円を借り入れ、以来、平成18年6月21日まで、返済と借入れを繰

り返した（以下、この一連の取引を「第2取引」という。）。（乙1，甲1の1）

## 2 争点及び争点についての当事者の主張

(1) 第1取引と第2取引とは別個の取引か継続した取引か。

### 【原告の主張】

①第1取引と第2取引（以下、この両者を併せて「本件各取引」という。）は、いずれも消費者金融業者の一般市民に対する利息制限法所定の制限利率を超える高金利、無担保の貸付であり、かつ、リボルビング式の契約で、頻繁に貸付と返済が繰り返されたこと、②第1取引開始時と第2取引開始時とで、勤務先、家族構成、年収、住居、他の借入先等ほとんど変わっておらず、第2取引開始時の審査が行われたとしても、第1取引が従前どおり継続されることの確認手段にすぎないこと、③本件各取引開始時の貸付は、いずれも被告の徳山支店でなされていること、④被告は、本件各取引を同一の顧客番号「7118-12215-01」で管理し、再度の貸付を予定していたと見られることなどから、本件各取引は、同一の基本契約に基づき継続的に貸付と返済が繰り返される金銭消費貸借取引ないしそれと同視すべき取引である。

したがって、被告は、原告に対し、別紙計算書1記載のとおり、過払金16万2670円及びこれに対する平成18年6月28日時点での遅延利息3767円並びに過払金16万2670円に対する平成18年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払義務がある。

仮に、本件各取引が別個の取引であるとしても、原告は、第1取引で発生した過払金債権11万6053円と、第2取引における被告に対する借入金債務とを対当額で相殺する（予備的主張）。

### 【被告の主張】

原告は、平成7年9月14日に40万8994円を返済して第1取引を終了し、その後、2年1か月を経過した平成9年10月27日に新たな極度借入基本契約（乙1）を締結して第2取引を開始したものであるから、本件各取引は別個の契約である。

(2) 第1取引終了時に生じた過払金は、第2取引の借入金債務の返済に当然充当されるか。

**【原告の主張】**

被告は、第1取引終了後も当初の顧客番号を廃棄せず、第2取引においても同一の顧客番号を使用していたから、第1取引終了後も、原告に対する再度の貸付を予定していたといわざるを得ず、平成9年10月27日の契約は、当初の契約の延長に過ぎず、別個の契約と見ることはできないものである。

したがって、第1取引終了時に発生した過払金（以下、「第1取引過払金」という。）は、第2取引開始時に貸し付けられた第2取引の借入金債務の返済に当然充当される。

**【被告の主張】**

本件各取引は、基本契約自体が別個である。また、大阪高裁平成18年1月10日付け判決（平成18年(ホ)第2065号）が示すように、①弁済の充当は、債務者が同一の債権者に対して数個の債務を負担する場合の割当ての問題であるから、その当時存在しない債務の弁済に充当することはできない。②借主の意思はともかく、貸主としては、先の契約に基づく過払金返還債務との相殺を予定して貸付をするものではなく、借主の意思のみによって一連一体のものとして計算処理されるべきものとはいえないから、第1取引過払金は、第2取引開始時に貸し付けられた原告の借入金債務の返済に当然充当されない。

(3) 原告の過払金返還請求権は時効消滅したか。

**【被告の主張】**

本件各取引は別個の取引であるところ、第1取引過払金は、同取引の最終取引日から10年以上経過しているため時効により消滅したので、被告は、第1取引過払金につき消滅時効を援用する。

したがって、第1取引過払金は時効消滅し、第2取引における被告の貸金債権は、別紙計算書2記載のとおり、最終取引日である平成18年6月21日時点で28万7301円残存するから、原告は、被告に対し、第2取引の

貸金残元金 28万7301円、未払利息 3423円及び貸金残元金に対する期限の利益を喪失した日の翌日である平成18年7月21日から支払済みまで年21.9パーセントの割合（利息制限法所定の制限利率の範囲内）による約定遅延損害金の支払義務がある。

**【原告の主張】**

本件各取引は一連のものであるから、借主である原告の合理的意思としては、平成7年9月14日の時点で過払金が発生していることを認識していたならば、被告から再度借入れをした平成9年10月27日の時点で、第1取引過払金を第2取引の借入金と対当額で相殺することを望むと考えられること等からして、すでに発生していた第1取引過払金は第2取引の借入金元本に充当され、その時点で存在しなくなるから、時効消滅の主張はそもそも成り立たない。

(4) 被告は悪意の受益者に該当するか。

**【原告の主張】**

被告は貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利息を受領すること、すなわち、その利得が法律上の原因に基づかないことを認識しながら取引を行っていたものであるから、悪意の受益者に該当する。

**【被告の主張】**

被告は、貸金業法43条1項のみなし弁済の適用があるものと信じて取引を行っており、法律上の原因に基づいて制限超過利息を受領しているとの認識であったから、悪意の受益者には当たらない。

また、被告が悪意の受益者に当たるとしても、その認識を持つのは、本件訴訟が提起された後であるから、遅延利息が付されるのは、提訴日以降とすべきである。

**第3 当裁判所の判断**

**1 争点(1) (別個の取引か継続した取引か) について**

(1) 前記前提となる事実、証拠（甲1の1、甲7、乙1、乙5）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件各取引は、いずれも、消費者金融業者である被告が、一般市民である原告に対して、利息制限法所定の制限利率を超える高金利、無担保の貸付をしたものであり、また、一定額以上の弁済をしていけば貸借取引が継続されていくリボルビング式の契約で、実際に頻繁に貸付と返済が繰り返されていた。

イ 原告は、平成7年9月14日に40万8994円を返済して以来、平成9年10月27日に被告との間で極度借入基本契約（乙1）を締結して10万円を借り入れるまで約2年1か月の間、貸借取引をしなかった。

ウ 本件各取引開始時の貸付は、いずれも被告の徳山支店でなされ、被告は、本件各取引を同一の顧客番号「7118-12215-01」で管理していた。

エ また、原告は、第1取引開始時も第2取引開始時も、同じ会社に勤務し、同じ住所（ただし、住居表示は変更になっている。）に父母及び兄夫婦と同居して年間約350万円ないし380万円の収入を得るなど、勤務先、住居、家族構成、年収等ほとんど変わらなかった。

(2) (1)のア、ウ、エの事実によれば、本件各取引は、一定の借入極度額を定めた上で借入と弁済を繰り返す継続した一連の取引というべきである。

ところで、被告は、①第1取引終了後、平成9年10月27日に新たな極度借入基本契約（乙1）を締結していること、②この間、取引中断期間が2年1か月あることなどを根拠に、本件各取引が別個の取引である旨主張する。

たしかに、(1)のイのとおり、第1取引終了日から乙1の基本契約の締結日までには2年1か月の取引中断期間が存在する。

しかしながら、(1)のア、ウ、エの事実に加えて、①第1取引の期間中、借入極度額の範囲内で借入と弁済が頻繁に繰り返されていたところ、同取引終了日である平成7年9月14日の時点において、原・被告間で貸借取引関係を終了させる手続をした事実は証拠上認められず、その後の貸借取引が想定されていたと解されること、②別個の貸借取引を開始する場合には、新たな与信判断を行い、収入を証明する書類等も新たに徴求するのが通例であると

解されるどころ、本件においては、第2取引開始時に、本人を証明する書類のコピーを授受したことは窺われるものの、収入証明書等の授受はなされておらず(乙1)、被告による実質的な審査すなわち新たな与信判断が行われた事実は証拠上認められないことなどから判断すると、第2取引開始時に締結された極度借入基本契約(乙1)は、第1取引と同様の貸借取引関係を従前どおり継続することを原・被告間で確認したにすぎないものと認められ、乙1によって別個の貸借取引関係を開始する旨の合意をしたものと解することはできない。

## 2 争点(2)(過払金の充当関係)について

1で述べたとおり、本件各取引は継続した一連の取引と認められるから、原告が、平成7年9月14日に40万8994円の支払をした時点で生じた11万6053円の過払金は、その後、平成9年10月27日に被告から10万円を借り入れた時点で、何らの意思表示をすることなく当然にその借入金債務に充当され、さらにその後も、過払金が生じていれば、その後に原告が借り入れた借入金債務に充当されると解される。

この点につき被告は、大阪高裁平成18年(ホ)第2065号判決を引用し、①第1取引終了時には第2取引の借入金債務は存在していないこと、②原告が第1取引過払金と第2取引の借入金を相殺する旨の意思表示をしていないことを根拠として、充当されない旨を主張する。

しかしながら、前記大阪高裁判決は別個の取引と見られる事案に関するものであって、本件と事案を異にする。また、本件各取引のように、継続した一連の取引であるにもかかわらず、別個に元利計算をするときは、法律関係が徒に複雑になるばかりか、借主は、過払金債権を有しながら、実際にはこれを回収できないまま、これよりもはるかに高い利率による借入金の返済を強いられることになって、利息制限法等関係法規の趣旨に反することとなる。

したがって、被告の主張は採用することができない。

## 3 争点(3)(消滅時効の成否)について

1で述べたとおり、第1取引終了日に生じた11万6053円の過払金は、

第2取引を開始した平成9年10月27日以降に原告が借り入れた借入金債務に当然に充当され、存在しなくなるから、消滅時効について問題とする余地はない。この点に関する被告の主張は失当である。

#### 4 争点(4) (悪意の受益者性の有無等) について

被告は、貸金業法による登録を受けた貸金業者として、利息制限法の制限利率を超える約定利息を受領し続ければ過払いが生じるであろうという認識は当然に有していたと考えられる。

したがって、被告がかかる認識のもとに利息制限法の制限利率を超える約定利息を受領し、過払いが生じた場合には、過払いが生じた時点で悪意の受益者になると推認するのが相当である。

この点につき、被告は、本件利息の受領当時、貸金業法43条のみなし弁済が成立すると信じていたから、悪意の受益者には当たらない旨主張するが、みなし弁済の適用要件に関する具体的な主張をしない(もとより、その立証もしない。)から、原告との取引においてみなし弁済規定の適用があると信じていたと推認することはできない。

なお、被告は、過払金の利息については、本訴の提起日以降の利息のみを請求することができる旨主張するが、過払いが生じた時点で悪意の受益者になる以上、被告の主張を採用することはできない。

#### 5 結論

本件各取引を、利息制限法の制限利率に引き直し、一連の取引として計算すると、別紙計算書1のとおり、最終取引日である平成18年6月21日の時点で過払金元金16万2670円を生じたことが認められる。

また、平成18年6月28日時点の遅延利息は3767円となる。

以上によれば、原告の本訴請求(主位的請求)は理由があるのでこれを認容することとし、被告の反訴請求は理由がないのでこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

周 南 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 井 上 和 則